

○山本座長 皆さん、おはようございます。

ただいまから「国民生活審議会消費者政策部会第2WG」を開催いたします。

皆様、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会合では、本ワーキンググループで審議する事項のとりまとめについて御討議いただきます。

本日は、まず事務局から「消費者基本計画の検証・評価・監視について（案）」という資料を中心にして、ポイントについて御説明を行いまして、その後審議を行っていきたいと考えております。

それでは、事務局から資料の御説明をお願いします。

○服部消費者企画課長 御説明させていただきます。

この資料でございますが、これまで2回にわたりまして御審議、具体的には今回のこのワーキンググループで御担当していただいております施策すべてにわたりまして、担当省庁からのヒアリングを含めまして御討議いただきまして、その後、幾つかの重点審議施策というものを抽出していただきまして、御議論を賜りました。これまでの御審議に基づいて作成させていただいているものでございます。

このペーパーは「第2ワーキンググループ」となっておりますけれども、第1ワーキンググループは明日開催でございますが、同様のペーパーを御用意させていただくことを考えておりまして、7月12日に予定しております消費者政策部会で、言わばこの2つのグループのそれぞれのとりまとめが合体するというような形で、まとめていくということを想定しております。

まず1枚目でございますが、第1パラグラフにつきましては、消費者基本法、消費者基本計画における検証・評価・監視に関する規定を述べております。

第2パラグラフでございますが、国民生活審議会からの答申におきます御指摘を記述しております。

第3パラグラフでございますが、今までの経緯ということございまして、2つのワーキンググループが設けられたこと等々、審議の状況を述べております。

第2グループに御担当していただいた重点事項は、①～④でございます。

2ページ以下でございますが、構成は大きく「I. 計画の進捗状況」と「II. 今後の重点的取組み」というものになっております。

「I. 計画の進捗状況」でございますが、消費者基本計画に規定されています消費者政策の基本的方向、重点というカテゴリーに沿いまして、整理をさせていただいております。

「1. 消費者の自立のための基盤整備」。

「(1) 分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり」でございます。

①は、金融商品取引法の話。

②は、貸金業制度等に関する懇談会の話。クレジット取引をめぐる諸問題について、それぞれ記述しております。

③は、迷惑メールに関する取組みを記述しております。

「（２）消費者団体訴訟制度の導入」に関することとございます。

２．の「（１）消費者からの苦情相談の活用」ということで、国民生活センターと関係行政機関との連携の仕組みのお話。

「（２）緊要な消費者トラブルへの対応」ということで、計画に盛り込まれておりました事項について記述をしております。

①は、IT安心会議の開催でございます。

②は、架空請求・不当請求の件でございます、ア、イ、ウと３つ並べております。

アは、取り締まりに関すること、また金融庁に寄せられた情報の金融機関への提供ということ。

イは、携帯電話という点でございます、プリペイド式携帯電話に係る取組みでございます。

ウは、関係省庁による対策のフォローアップでございます。

「③偽造キャッシュカードによる被害の防止・救済」ということで、預金者保護に関する取組みを述べております。

「④フィッシングの防止」でございます。

アは、フィッシング対策推進連絡会の定期的な開催。

イは、フィッシングの対象となるクレジットカード会社、銀行等を中心としたフィッシング対策協議会の設立支援について述べております。

次のページのウでございますが、取締まりの強化でございます。

「⑤外国為替証拠金取引の適正化」でございます、行政処分等について述べております。

「⑥悪質住宅リフォーム事業者の排除」ということで、政府において決定いたしました対応策について述べております。

３．の「①耐震強度偽装問題への対応」ということで、ここで関係法の改正等について述べております。なお、この点につきましては、資料２の方で各施策について掲載しておりますが、施策の２０ということで掲載をさせていただいております。

「II. 今後の重点的取組み」でございます。

以下の事項を重点として、関係省庁一体となって強力に取り組むことが必要であるということとございます。

「１．消費者の自立のための基盤整備」でございます。

「（１）分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり」として「① 特定商取引法における検討」について述べております。

「② 金融商品取引法の円滑な施行」。

「③ 商品取引所法等の厳正な運用とより包括的な金融サービス法制の検討」ということです。

アといたしまして、海外商品先物取引の話。海外商品先物オプション取引ということも、ここの中に盛り込んでおります。

イでございますが、商品取引所法の厳正な運用、同法の施行状況の注視とともに、金融商品に係る規制の枠組みについて、引き続き検討する旨を述べております。

「④ 多重債務問題への対応」ということです。

アの方は、貸金業制度に関すること。

イの方は、クレジット取引に関することでございます。

「⑤ 悪質な勧誘販売行為を助長する不適正与信の排除」ということで、それに関する検討事項を述べております。

「⑥ ITを利用した取引における利用者保護ルールの検討」ということです。

アといたしまして、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の厳正な運用。同法の効果についての評価ということ。オプトイン方式の有効性についての注視等々について述べております。

イでございますが、通信販売における利用者保護のための方策について。また、クレジット決済に係る安全・安心の確保について、述べております。

ウでございますが、裁判外紛争処理機関との連携の強化に関することでございます。

「（２）消費者団体訴訟制度の導入」ということで、①、②、③とございます。

①は、消費者契約法の一部を改正する法律の施行に関連したことでございます。

②は、独占禁止法及び景品表示法に関すること。

③は、特定商取引法に関することでございます。

「２．緊要な消費者トラブルへの機動的・集中的な対応」ということで「（１）消費者からの苦情相談の活用」を幾つか述べております。

①は、国民生活センターからの政策提言に関することございまして、消費者トラブルへの対応状況についての定期的とりまとめということ。

②は、P I O - N E Tに関することでございます。苦情情報相談をより効果的に活用していくということで、幅広い観点から検討するとしております。

③でございますが、消費生活相談の現場でキャッチした警戒を要する情報についての提供に関することでございます。

「（２）緊要な消費者トラブルへの対応」ということで、書いております。

「① 架空請求・不当請求の排除」ということございまして、先ほど申し上げたことは、イ、ウ、エの中で類似のものが書かれておりますが、アの中で凍結された預貯金口座に滞留する資金に関して、検討を進めるとしております。

「② 各種金融取引を持ちかける不当勧誘の排除」ということでございます。

「③ 偽装キャッシュカードによる被害の防止・救済」に関することです。

「④ フィッシングの防止」。

「⑤ エレベーターの安全性の確保」ということで、現況はまだいろいろ動いていると

ころでございますが、ここではエレベーター事故の再発防止策について検討を進めるとしております。

ポイント、概略は以上でございます。

○山本座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明を踏まえまして、委員の皆様から御意見、御質問をいただきたいと思っております。御発言をどうぞよろしくお願いいたします。

原委員、お願いします。

○原委員 済みません。4人しかいなくて、12時まで何回か発言させていただくかもしれません。

金融関係と貸金、割賦販売関連に関わっておりますので、その辺りについて、少し意見を述べさせていただきたいと思っておりますが、5ページのところに「② 金融商品取引法の円滑な施行」、③の商品取引所法は、商品先物取引などですが、その部分が書かれております。

金融商品取引法がこの国会で成立したということで、これから施行ということになっていくので、円滑な施行に向けて準備を進めるということだと思いますが、もう一歩進めて、裁判外の紛争処理の仕組みの辺りについての検討が、金融審議会の場でも不十分なままで国会に上程をされたので、現状の仕組みと全く変わっていない。ですから、事業者の自主規制機関の業務の一環として、実施をするようにという規定の置き方なんです。それでは非常に不十分として、せめて早目に、この部分だけは事業者横断的な独立した金融ADRの必要性というのがあるのではないかと、1998年の時点から私はずっと消費者側として申し上げているところなのです。

今回の法律の中に認定投資者保護団体という規定が入りましたので、これを器にして、やられる可能性というのもあるので、消費者問題から考えると、苦情とか紛争の解決は非常に大きな論点になりますので、是非被害の未然防止ですとか、被害の救済の観点から、金融ADRについての検討を進めることとか、検討に着手することとか、そういったところまで踏み込んでいただけないかと考えております。融資一体型の保険の被害にしても、貸金の被害にしても、この辺りが充実していれば、これほど被害が広がったり、深刻になる前に、未然に防げたのではないかと思いますので、是非お願いしたいと思っております。

これは書きぶりになるのかもしれませんが、③の商品先物取引のところ、商品取引所法の話が入っておりますが、海外商品先物オプション取引の苦情とかトラブルは、今も大変多いのですが、この文章を読むと、今後トラブルの拡大等の事態が生じた場合にはという書きぶりになっていて、現状トラブルがすごくあることはどうするのかと考えると、今よりもっと増えたら何か対策をしますということではなくて、私としては、早急に検討を開始していただきたいと思っておりますので、再度検討を深めていただきたいと思っております。

「④ 多重債務問題への対応」ですが、これは金融庁の貸金業懇談会の座長メモが4月23日に出されております。金利規制の在り方とかグレーゾーンの扱いとか、過剰貸付につ

いては、新聞でもいろいろと報道されているので、今のまま自民党の中と金融庁と話し合いが進められていて、またいずれ貸金業懇談会も再開されると思いますが、貸金業懇談会の中間整理を見ると、ほかにもたくさんの論点を指摘しておりまして、私としては、消費者問題としては、苦情相談の扱いを考えると、消費者センターとかを含めた法テラスの場の活用だとか、カウンセリングの充実、消費者教育の充実辺りは、消費者問題からのアプローチとして書けるのではないかと思っております。

もう一点は、貸金業懇談会の中間整理の一番最後のところに、今後の検討課題が書かれているのですが、②のところ、消費者からの申立てに基づき、行政が法令違反行為の調査を行い、しかるべき対応をする仕組みや、法令違反行為によって得た収益を被害者に返還する仕組みを検討していくということが指摘をされております。後藤田さんには非常に熱心に消費者基本計画を推奨していただいているので、こういったことも含めて消費者基本計画で明確に位置づけてやるべきではないかという文章が入っておりまして、是非これを受けて、法令違反行為による収益剥奪、そして被害者への返還ということの仕組みづくりも検討すべきだと思っております。金融庁の貸金懇でも、一応論点として出ている話なので、私としては追加の論点で書くことは十分可能だと思いますので、是非その部分をお願いしたいと思います。

もう一点ですが「⑤ 悪質な勧誘販売行為を助長する不適正与信の排除」なんですが、これは経済産業省の産業構造審議会の割賦販売分科会の基本問題小委員会の6月7日のとりまとめを受けての文章ということになると思うのですが、文章の書き方で気になるのは「悪質な勧誘販売行為にクレジットが利用されることのないよう」となっていて、これだとクレジット事業者が受け身的な表現になっているという感じがいたします。今はクレジットの事業者側にも問題点があるのではないかということで、私は検討を深めていくべきだということを考えておりますので「利用されることのないよう」ではなくて、表現としては、もう一工夫お願いしたいと思っております。

ざっと金融関係と割賦販売法関係については、以上のような意見を持っておりますので、よろしく願いいたします。

○山本座長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見はございますか。長田委員お願いします。

○長田委員 1つは質問です。一番最後の7ページの「⑤ エレベーターの安全性の確保」ですが、具体的にエレベーターの安全性の確保は当然やらなければいけないということで、安全ということから言えば、第1ワーキングの方の話になるのかもしれないんですが、エレベーターだけではなく、やはり全体に事故情報をどういうふうに収集して、それをきちんと安全性の確保のために役立てるかというところは、むしろこちらの第2ワーキングのところにも関わると思います。いずれ基本計画のところにもまとめて入っていくんだと思いますけれども、エレベーターだけに限らずに、是非もう少し視野を広く見ていただくべきではないかなと思います。今、非常に悲惨な事故があったので、エレベーターなんだとは

思いますけれども、そのところを確認させていただきたいと思います。

○山本座長 これにつきましては、事務局から何かございますか。

○服部消費者企画課長 第1ワーキンググループの方で、御案内のとおり、安全・安心確保に関しましては、リコール制度の強化、拡充という大きな論点の下で御審議しておりまして、同様なとりまとめを明日予定しております。

役割分担みたいな話もあると思うんですけれども、緊要な消費者トラブルの対応で、非常に悲惨な事故が起きましたので、こうしたことをここの緊要なということで、特記させていただいた次第でございまして、もう少し大きな観点からの取組みというものは、第1ワーキンググループの方で検討を進めさせていただいております。

○山本座長 ほかに御意見はございますか。岳野委員お願いします。

○岳野委員 2点お話をさせていただきます。

まず1つ目でございますけれども、4ページの一番下のところでございますけれども、通信販売と電話勧誘販売についての特商法における検討でございますけれども、都道府県知事に処理できる事務の範囲ということで、これは19年度中に一定の結論を得るというのがあるんですけれども、多分指定商品・指定役務の廃止については時間がかかるのかなと思うんですけれども、今、私が申し上げた「また」以下のところの都道府県知事への事務、権限の委任というのは、そんなに時間がかからないと思いますので、もしできましたら、ここは分けて、こちらは18年度に経産省の方にお問い合わせできればと思っております。

○山本座長 どうぞ。

○服部消費者企画課長 これはいろいろ考え方があろうと思うんですけれども、特定商取引法に関連するような施策というのは、幾つかここで掲載させていただいておりまして、そういった施策を進めていく上で、一体的に考えて進めていくという視点もあるのかなと考えておりまして、そうしたことから、これに関連するようなものにつきましては、一律に19年度までということを経段階ではさせていただいている次第でございます。

○岳野委員 そうすると、五月雨式に、あるものは18年にできてもということなんでございますね。そういう解釈でよろしいんですね。

○服部消費者企画課長 検討する過程で、一体的にとらえて、これを進めていくということで理解しております。

○岳野委員 早く終わるものについては、早くできるという理解でよろしいんですね。

○服部消費者企画課長 そうならない可能性も当然あるわけでございますけれども、現時点での考え方として、全体的にとらえて考えていくというものです。

○岳野委員 ですから、表現はこのままで結構ですが、早く終わるものもあるということでもよろしいんですね。その確認だけです。経産省さんからは、18年度中にできるというようなことをちょっと聞いております。

○服部消費者企画課長 あり得るということは、そうだと思います。

○岳野委員 わかりました。そういう理解なら結構でございます。

2点目でございますけれども、6ページの2の②P I O－N E Tの話でございますけれども、ここが抽象的な表現になっておりまして、ちょっとわかりづらいんですけれども、これまでのワーキングの中で議論になっておりましたのは、特に経産省が最初だと思いますけれども、P I O－N E Tの他省庁への展開、オンライン化ということだと思っておりますけれども、それについて意見と要望を述べさせていただきたいと思っております。

私ども東京都では、経産省のミニチュア版である取引指導課と、国民生活センターのミニチュア版である消費者生活総合センターというものを所管しておりまして、私はその統括責任者ということでございます。

東京都の現状を申し上げますと、取引指導課ではオンラインでつながりましたP I O－N E Tの情報を最大のよりどころといたしまして、特商法に基づく悪質業者の規制を行って、多くの消費者被害を救済しておりますし、未然の消費者被害防止を行っているところでございます。都内だけでも何千億、全国にすると、もしかしたら1兆円に届くかというような潜在的な被害があると言われております。P I O－N E T情報については、基本的に氏名は記入されておりませんので、個人情報の問題も直接的にはないと考えております。

私どもでは、今、言いました消費生活総合センターと取引指導課の間で、P I O－N E T情報の取扱いについて一定のルールを定めまして、運用しておりまして、オンライン化による問題は現在のところ生じておりません。また、近年の消費者被害の甚大さにかんがみれば、P I O－N E Tの経産省へのオンライン化について反対する自治体、消費者生活センターはないのではないかと考えております。

私どもの物価局というのは、狂乱物価の時代に初めてできて、そこから消費者保護というのを取り組んできたんですけれども、その前からずっと内閣府さん、特に国民生活センターは消費者政策のシンボリックな存在で、私どもがよりどころとしていたところなんです。ですから、そういうところが消費者被害の未然の防止、消費者保護について、このまま見過ごすというのは、私は信じられないと思っております。

現在、急速に経産省や金融庁が、消費者保護に遅れをとらないようにいろんな施策を展開している中で、まさに本家本元の内閣府さんと国民生活センターにP I O－N E Tの経産省へのオンライン化について、是非英断をしていただきたいと思います。

ここの表現につきましても、もう少し具体的に他省庁へのオンライン化、展開というような表現にさせていただきたいのが1点と、オンラインするのは時間がかからないんです。私どもも4月に本庁の取引指導課の方のP I O－N E Tの台数を増やしたところ、これは国民生活センターの御許可を得て増やしたところでございますので、すぐにできる話でございますので、抽象的な表現を具体的に变えるのと併せて、19年度というのを、なるべく前倒しして18年度中、1日でも早く結論を得るようにさせていただきたいということを御要望として申し述べさせていただきます。

以上でございます。

○山本座長 どうもありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。では、堀田審議官の方からお願いします。

○堀田審議官 要望が出されましたので、一言申し上げさせていただきます。

この問題については、ここでも何回も御議論いただいているところだと思うんですけども、基本的に今のP I O-N E Tシステムは、国民生活センターと各地の消費生活センターで、一定のルールの下に運営されているということで、基本的にはP I O-N E Tというのは、何のためにあるかという、消費生活相談員のそれぞれの情報を共有することによって、相談員の方々がいろんな苦情に対して対応していくという目的でつくられてきたシステムということが基本にはあるかとも思います。世の中の法執行にもっと生かすべきだという御意見があることは、我々重々承知しておりますので、そういった問題も含めて、これから検討をしていきたいと思えます。

ただ、具体的にオンラインで結ぶかどうかというのは、先ほどいいました、P I Oの目的からもう一度立ち返って検討する必要があるのではないかと。そもそもそうなりますと、情報の入手の仕方とか、そういった問題も検討しないと、なかなかすぐには動けないような印象を持っておりまして、そこも含めて、検討させていただけないかと考えています。問題意識として有効に活用していくということは、我々必要だと思っておりますので、そういったことも含めて、多方面から検討させていただきたいということです。

執行に関して、アメリカなどでは、法執行機関の間で情報を共有するシステムなどもありまして、執行に使うのか、あるいは相談員の方が問題処理に当たって使うかということで、アメリカなどを見ていると、やはり情報の集め方が違っているかなという印象を持っておりまして、そういったことも勉強させていただきたいなと思っております。

コメントとしては、以上でございます。

○山本座長 ほかに御意見ございますか。長田委員、どうぞ。

○長田委員 今の件に関しましては、おっしゃっている意味はわかりましたけれども、岳野委員がおっしゃいましたように、日本全国で本当に被害が起きているわけです。検討するに当たりまして、非常に緊急な状況のときには、国でも当然集中的に、精力的に、時間を短縮してやるということもあると思えます。やはりその姿勢が大切なんだろうと思えます。これだけ検討しなければいけないことがいっぱいあるから、時間がかかりますという説明は、国民としては納得しにくいです。

もう一つ、国民にとって国は国なんです。皆さんが思っただけのように、何省とか何とかということはないわけですし、相談をしたところが、集めた情報が、自分に被害を与えたところに対して執行するために使われることに、区別して考えるということは、国民としてはないといえますので、その視点は忘れずに、早急な検討をお約束いただければ、一番いいのだと思えます。

○堀田審議官 決して無駄に時間をかけるつもりは全くありませんで、できるだけ早い結論が出るようにしたいと思いますけれども、いかんせん、システムの問題というのは、検討すべき課題が非常にたくさんあると思えます。そういった点を踏まえて考えると、一定

の時間がかかるといったことは、やむを得ないのではないかと思います。

○山本座長 ほかに御意見ございますか。長田委員、どうぞ。

○長田委員 同じ6ページの上の段のウのところですか。インターネット上の消費者取引等に関するADR機関との連携の強化ですけれども、前回お願いをした相談窓口を国でつくるべきではないかというところを考慮して、ADRとの連携と書いていただいているんだと思いますけれども、ADR機関が立ち上がったばかりで、私もそこがどういう形でこれから活動をなさるのかよくわかっていなくて、こういうことを申し上げるのも恐縮ですけれども、非常に期待の大きいところだと思いますので、存在そのものの周知から始まりまして、連携の強化とおっしゃるのであれば、それこそ全国から集まってくる被害を持った人たちにきちんと対応していただけるような、力の持てる機関に、十分にそこはやっていただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○山本座長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見ございますか。原委員、どうぞ。

○原委員 2点なのですが、1つは今、出ておりましたPIONETの情報交流のことについてなのですが、ここの書き方を見ると、平成19年に一定の結論を得ると書かれていて、情報収集の迅速化と情報の提供方法とありますが、今、堀田さんのお話を聞くと、迅速化だけではなくて、情報収集の在り方も大きい問題になると思います。「等」が入っているとえばそうなんですけれども、情報収集の在り方も含めて検討をお願いしたいと思います。

これまでのいろんなやりとりを聞いていて感じることもなんですけれども、もう一つ、私は全体的な問題としては、各省いろいろな法律を持っていらっしゃるんですが、どうも執行がなされていない。金融関係のたくさん苦情は、各担当課に寄せられているんですけれども、それを執行に生かすことができない状況がずっと続いていたわけなんです。

保険についても、保険課に2人苦情相談の担当者が張りついているような状況でやってきたということで、ここにきて非常にいろいろな行政処分が出されていますけれども、去年7月に金融利用者サービス相談室というのを立ち上げていて、ここを立ち上げてから4月ぐらいまでに、2万5,000件くらい苦情が寄せられていて、これは即執行に生かしているということでございます。外国為替証拠金取引も58事業者の行政処分をしておりますけれども、生きているということになると思います。

そういう意味から考えると、経済産業省が持っている法律とか、各省庁、公取が持っている法律もありますけれども、その執行力を強化するという観点から、先ほど堀田さんがアメリカの例をお話になりましたけれども、やはりそういったことを参考になさって、集められる情報の質だとか、そういったことも含めて検討を進められれば、もうちょっと効果的な、ただ、単純に交流をするという話ではなくて、何のために交流をするのかということを基軸になされて、おやりになる必要があるのではないかなという感じがしております。長年の検討課題でありましたので、是非早急に検討を開始していただきたい

と思っております。

もう一点なのですが、7ページに少し金融関係の話が出ておりました。7ページの(2)のエの「② 各種金融取引を持ちかける不当勧誘の排除」ということで、未公開株の話、こういった利殖商法についての不当な販売購入について取り上げていただいて、是非お願いしたいと思っておりますが、2点論点があるかなと考えています。

1つは、未公開株は無登録な事業者がやっているんです。無登録の事業者対応は、今の法律で何かできるかというのと、警告を出すことと、警察への通報しかできない仕組みになっています。警告を出すことは、保険業法とか、前の証取法、今回金融商品取引法にありますが、こういったところの監督指針に書かれていて、無登録でやった場合は警告を発することができるということになっているので、それを根拠に警告は出しています。

警察への通報は何を根拠にして出しているかというのと、条文に罰則規定を設けているので、その罰則規定を使うためには、警察にやってもらうしかないの、警察へ通報しているということです。

ですから、現在の金融政策の仕組みの中では、警告と警察への通報と情報提供しかやれていないという状況で、ここを何とかしたいということがあって、イギリスの金融サービス市場法では、無登録で事業をした場合は、直罰規定を設けているんです。日本のやり方で考えるとすると、民事効を入れて、そういう契約は無効とするというような条文も考えられるのではないかなということが1つです。

もう一つは、無登録というところに焦点を当てるとそうなのですが、不当勧誘に焦点を当てると、不招請勧誘の禁止規定が効果的だと思ひまして、消費者基本計画でも、不招請勧誘の禁止については、検討するということが書かれているわけです。消費者契約の適正化の必要な勧誘という中で、不招請勧誘に対する規制の在り方についても検討を加えるとなっていて、平成19年度までに一定の結論を得ると書かれておりますので、私としては、無登録と不招請勧誘の禁止規定の両方に焦点を当てた形で、検討を進めていただきたいと思っております。

これは金融庁と警察庁になっておりますが、消費者基本計画では内閣府も担当官庁ということで加わっておられますので、是非内閣府も加えた形で、検討を早目にスタートしていただきたいと思ひます。

以上です。

○山本座長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見はございますか。山口委員、お願いします。

○山口委員 本当に御尽力いただいて、よくおまとめいただいていると思うんですけども、特に私どもとしては、今、原委員がお話になっておられた金融取引に関する消費者保護の施策がこれでいいのだろうかというのは、深刻に受け止めておりまして、確かに金融商品取引法の今後の施行の状況を見たいというところもあるわけですが、はっきりいまして、適合性に違反する取引をしてはいけませんとか、あるいは断定的な判断の提供をし

てはいけませんという条文はあるんですが、それに違反した場合に、どういうペナルティがあるのかと。民事効果があるのかということ、必ずしもはっきりしません。

今回ライブドアの株を買った方々の損害について、どういうふうを考えるのかということで、実際に被害弁護団が結成されて、今、裁判の準備中なんですが、損害額の算定をどうするかというのは、大変な苦勞になっておりまして、実際に条文に書かれている行為に違反した場合に、特に証券あるいは金融の場合に、どういう被害者救済が図られるのかというのは、非常に難しいところがあります。

そういう観点からしますと、実効性のある消費者保護の規定をどういうふうに置いたらいいのか、これは何回も申し上げているところなんですが、第三者的な救済機関といえますか、仲裁機関を設けても、一体損害額をどういうふうを考えるのかというところで、必ず問題が出てきて、今の法制度の下で、第三者機関を設けても、なかなか実効性が上がらないということが実情だと思います。そうしますと、どう実効性のある事前予防、あるいは民事的な救済のスキームをつくるのかというのは、これからも更に検討していただかなければならないところだと思います。

そこら辺はどういうふうに関後の施策に盛り込んでいただいたらいいんだろうかというのはあるんですが、それは今、原委員もおっしゃっていた7ページの②の法の適用の範囲から枠外に出ている分野には、未公開株の問題だけが書かれておりますけれども、いわゆる商品先物のオプション、そういうのは、どういうような枠の中、網の中で規制されるように考えられておられるのか、もし可能であれば御説明もいただきたいし、関後の施策の中に、そういう文言も入れていただけないものだろうかと思います。

そういう意味では、そのほかの条項の中で、5ページの「② 金融商品取引法の円滑な施行」あるいは「③ 商品取引所法等の厳正な運用とより包括的な金融サービス法制の検討」が書かれてはいるんですけれども、これでいいのかなというのは、繰り返し思っています、何とかもう少し実効性のある救済の手だてを盛り込めないのかなというのは、思っているところです。

とりあえずそんな点でございます。

○山本座長 山口委員、よろしゅうございますか。

○山口委員 はい。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかに更に御意見ございますか。長田委員、どうぞ。

○長田委員 6ページの「(2) 消費者団体訴訟制度の導入」のところですがけれども、契約法の改正ができて、その後の②と③の独禁法、景品表示法のところは、19年度までに一定の結論を得るということですがけれども、括弧書きの題名が「(2) 消費者団体訴訟制度の導入」ということになっておりますので、当然このところも団体訴権ということは、消費者団体の訴権と考えます。消費者という言葉が入っていないということは、もしかしたら、もう少し広く考えておられるのかもしれませんが。

下の③のところの経産省さんは、初めて特商法の検討を進めるということで、年限が入ったことは非常に評価をさせていただきたいと思いますが、ちょっとした書きぶりの感じが違いまして、やはりどのぐらいをめどに導入が実際に実現できるのかというところでは、何となくこの書き方の違いに差が出ているのかなというもありますので、ここで文言を変えるのは難しいのかもしれませんが、とにかく早急な導入に向けて進めていただきたいということは、申し上げておきたいと思います。

○山口委員 その点でよろしいでしょうか。

○山本座長 山口委員、どうぞ。

○山口委員 今の団体訴権の点で、もし可能であれば2点御質問もしたいんですが、1つは、②の独禁法及び景表法における団体訴権の導入に関してなんですが、これは(2)で消費者団体訴訟制度とはっきりと書いてあるので、②のところに消費者という文言が入っていないのは違和感を感じるんです。独禁法については、確かに中小企業あるいは事業者団体の訴権も認めることが適切かどうかという議論はなされています。例えば優越的地位の濫用だとか、いわゆる安売りのダンピング行為についての事業者団体の団体訴権の必要性も議論されています。しかし、私どもから考えますと、やはり事業者団体は事業者団体として、それなりの経済的な力、あるいは社会的な力もあるわけですから、あえて中小企業の団体、あるいは事業者団体に団体訴権を求める必要は私はない、むしろ弊害が大きいと思っております。

その意味では、ここで独禁法及び景表法に基づく団体訴権の導入ということ盛り込むとした場合には、できればはっきりここに消費者団体訴権の導入について検討するという事で、消費者という文言を入れていただけないだろうかというのが、私の方は1つ希望として申し述べさせていただきます。

③のところ、平成18年度と特定商取引法について書いてあるんですが、これは②の19年度までに一定の結論を得るという表現と、18年度とだけ書いてあるのとは、どういうふうに違うのか。18年度までに一定の結論を得るということなのか、それとも18年度に検討を進めるというだけのことなのか、そこら辺のちょっと言葉の意味がよくわかりません。(1)は18年度にしました、あるいは今回は法律制度が変わった上で実行されるという意味では、18年度中にこれは準備をしますということなんですけれども、そこら辺の用語の意味をもう少しわかるようにやっていただけないかなと思います。

○山本座長 意味としては、ここにあるとおりでありまして、検討を進めるということで、上の「19年度までに一定の結論を得る」と違うのは、そういうことはなかなか難しいということで御理解いただければということでもあります。

長田委員、どうぞ。

○長田委員 私も先ほどちょっとあいまいな言い方をしましたけれども、②のところは、山口委員がおっしゃったように、消費者という言葉を入れることができれば、一番私どもとしてはすっきりするなという気がします。消費者団体訴権の導入は、基本計画のところ

の監視ということにもなりますので、それはそう書いてあっても、それほど問題はないのではないかなという気もしますので、そうしていただいた方がわかりやすいし、いいのではないかと思います。

○山本座長 ほかにございますか。原委員、どうぞ。

○原委員 順繰りで済みません。発言を聞いておりました3点なのですが、1つは、今の「(2)消費者団体訴訟制度の導入」の①のところですが、ここは「政令、内閣府令、審査基準等の整備や制度の周知徹底など」となっておりますが、周知徹底が非常に強調されている感じがしておりますが、実際には情報提供の仕組みづくりもかなり大きい、財政基盤の話はなかなか難しいというような検討途中でもありましたけれども、情報提供の仕組みづくりはできるのではないかということは出ておりましたので、もう少しその辺りの支援というんでしょうか、整備ということも書かれておいた方がいいのではないかと思います。

2点目なんです、山口委員がおっしゃられたように、金融商品取引法ができて、施行状況を見るということなのですが、私自身審議に参加していて、1年ちょっとかけて検討は進めたのですが、学者の先生方は非常に定義のお話が好きで、定義の話と市場ルールの整備の話、途中でライブドアのお話なども出てきたものですから、その話にすごい集中をしまして、販売勧誘ルールとか、こういった実効性の確保とか被害救済、この辺りが非常に手薄だったという印象があって、最後頑張っているいろいろと発言はしたんですが、不招請勧誘の禁止規定で物すごい精力と時間を費やすようなことになってしまって、私としても不十分な感じを非常に持っておりますので、先ほど金融のADRの話はいたしましたけれども、山口委員と同様に実効性の確保、被害救済という辺りについては、なお一層の努力、仕組みづくりについては、是非検討をお願いしたいと思います。

3点目なんです、特定商取引法については4ページの最後の段のところに「指定商品・指定役務制の廃止の可能性について検討する」ということが入って、これも長年の課題でしたので、割賦販売法の改正の議論のところでもこの話が出ていて、それであれば特商法でもということで、検討ができないかという話が出されていて、やりましょうということになっていくと思いますが、私としては、特商法をもしも見直すということであれば、指定商品・指定役務制だけではなくて、是非もっと範囲を広げて、販売勧誘ルールの在り方もすごくでこぼこしているんです。

民事効が入りましたけれども、これもやはりすごくでこぼこしていて、東京都の消対審では、この辺り、販売勧誘ルールについて、もっときめ細かいルールづくりを考えておられますけれども、そこまで含めて、私は特商法の見直しで検討していただけないかと。そうすると、その中に団体訴権の導入の話も、今のようなモザイクのような状況を、まずあれをもっとシンプルなルールにして、そして指定商品制も廃止して、販売勧誘のところを焦点を当てた形に特商法を変え、そして団体訴権を導入するというような感じでやっていただくと、多分どこかをやり始めようと思っても、網のように引っかかってしまうのでは

ないかなというのが、今の特商法を見ていての状況なので、広げた形での検討を是非お願いしたいと思います。

○山本座長 どうもありがとうございました。

ほかにございますか。まだ何か説明することはありますか。

もし、御意見がございませんようでしたら、資料2についても御意見があれば、今まで御意見を伺う機会がなかったので、そちらの方に移らせていただきたいと思います。資料1はこれでよろしゅうございますか。

例えば今の原委員のような方向で特商法を見直すということになりますと、消費者契約法は要らないということにもなりかねないので、その辺りは非常に難しい問題もあるだろうと思いますが、大変貴重な意見を賜りましたので、その辺りは十分踏まえた上で、なお検討させていただきたいと思います。

○原委員 何しろ見ただけですごいですね。整理された一覧表を見ても、とてもうんざりするとか、相談員の方は一生懸命勉強してやっていらっしゃるけれども、何かもうちょっとシンプルになるはずですね。

○山本座長 全体的にもう少しわかりやすくという御趣旨ということですね。

時間がございますので、この機会に発言させていただきますと、通信販売と電話勧誘の執行権限を一部都道府県に下ろすということになった場合、国も県域内事案について執行権限を有するということになるのでしょうか。現行ですと訪販については都道府県知事に自治事務として認めていますけれども、その場合に、国もその事案については、執行権限というのは有しているのでしょうか。

○岳野委員 私が答えることではないんだと思いますが、よろしいでしょうか。

○山本座長 むしろ岳野委員が一番その辺はお詳しいと思います。

○岳野委員 同じでございます。例えば訪販をとれば、国も自治体も権限を有していますから、今回の電話と通信について、もし経産省にやっていただけるのであれば、両方できるということになります。

○山本座長 そうですか。そうしますと、今、政令市と都道府県との間で起こっている問題とは、ちょっと違うということですね。

○岳野委員 全く違います。

○山本座長 わかりました。その点確認させていただきました。

資料1については、大体御意見は承りました。後でもう一回申し上げますけれども、委員の皆様の御意見を重く受け止めてまいりたいと思いますが、同時に今回の最終的なとりまとめは、消費者基本計画の書きぶりにある程度直結した形で考えております。我々は意見を言う立場ですから、切り離して意見はどんどんいって、基本計画はそれを参考にして、また別に書いていただく方がよろしいのか、それともここでのとりまとめを基本的に可及的に反映していただくという前提でこの意見書を取りまとめるかという点もございますので、その辺りを総合的に勘案した上で、更に検討させていただきたいと思います。

それでは、資料1につきまして、後でまた何か御意見がございましたら、追加で御発言いただくことも可能でございますが、とりあえず御意見を承りましたので、続いて、資料2につきまして、事務局の方から簡単に御説明をお願いいたします。

○服部消費者企画課長 御説明させていただきます。

これが今まで御提出させていただいたシートでございます。今回の施策の対象になっているものをすべて載せております。

「WG意見」といたしまして、各施策に関しまして「委員からの質問・意見、及びそれに対する回答を踏まえ、検証・評価・監視のシートを修正すること」としております。

検証・評価・監視の作業を始めますときに御説明させていただきましたように、検証・評価・監視の主体は、消費者政策会議でございますので、原案を具体的には左側の「検証（進捗状況）」「評価・監視（今後の取組み）」を今までのやりとり等も踏まえて、適切に修正するという意見を包括的に述べたものでございます。

ただ、勿論今日御議論いただいた、こういった重点的な取組みが、まさにある意味で上位にあるわけございまして、ここでは包括的に書いております。勿論、すべての回答、すべての意見・質問に対して、検証・評価・監視のところすべて記入するとか、そういう趣旨ではございませんが、これまでの回答等を踏まえて、より充実させていく、そういう趣旨の御意見ということで御理解いただければと思います。

○山本座長 それでは、資料2につきましても、この機会に御指摘いただくことがございましたら、御発言をお願いしたいと思います。長田委員、どうぞ。

○長田委員 質問になりますが「番号2の施策」のところで、経産省さんが「各省からの回答」のところで、P I O - N E T の話を書いておられるわけですが「検証・評価・監視のシートを修正すること」とワーキングの意見がついているんですが、これは実際にどういう形で修正するんですか。つまり、P I O - N E T の話は、今日出された資料の方では内閣府からの話を書いてありますね。そうすると、それは内閣府と国センで検討しますということが、ここに書き込まれる形になるのか、そうではないんですか。別の内閣府のところに入るんですか。

○服部消費者企画課長 こちらのほうは、重点的なものでございますので、こちらがある意味でメインになるということでございます。ただ、ここで書かれておりますものというのは、すべてをこういうふうに、これをどうしろ、こうしろということではなくて、例えば検証に書いてあることが明確でないとか、何が書かれているか、十分書かれていないとか、評価というところについても、わかりにくいとか、そういった意見が多々ございましたので、そういったことをきちっと、わかりやすく対外的に説明できるように、充実したらどうかと、そういうところが主でございます。

御指摘のとおり、矛盾が生じるようなところというのがあったとした場合には、こちらの方が優先するという御理解をいただければと思っています。

○長田委員 もう一つ、済みません。

○山本座長 どうぞ。

○長田委員 番号13のところの地上放送のデジタル化に伴っての消費者被害のところ、こちらからの意見についての「各省からの回答」というところに、一層努めてまいりますということが書いてあるわけなんですけれども、これは総務省さんがお書きになったんだと思いますが、やはり具体的に何をするのかというのは、一応公的機関を通じて地域住民に正確な情報が伝わるように努めているということで書いてありますけれども、やはり少しずつ被害が出てきているという情報もありますし、この間も本当にあなたが何をしなければいけないのかという情報が伝わらない限り、デジタル化になるから何かをしなければいけないという、漠とした情報だけであるから、被害が生じるのだろと思いますので、ここは修正して、地域住民の情報提供に努力するんだということになったら、それはまた次年度の監視のところできせていただければいいのかもしれないけれども、現実には被害がこれ以上起こらないようにして、現実には効果が上がるように是非やっていただきたいということをお伝えいただければと思います。

○山本座長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見ございますか。山口委員、どうぞ。

○山口委員 これは、番号1の景品表示法の関係なんですけど、既に私の方の意見として、課徴金制度を含めた見直しも検討されるべきではないかという意見を申し述べさせていただきましたけれども、そもそも景品表示法は、いわゆる商品の表示に限定し、かつ競争阻害性があるという要件の下で、公正取引委員会の活動を法律上定めたものになっているわけなんですけれども、この枠組みのままで、消費者保護の施策からいって十分だろうかということを検討するべきときにきているのではないかと感じております。

つまり、表示だけではなくて、類型的な勧誘行為などについては、景品表示法というよりも、むしろ商品販売法のような形で、公正取引委員会管轄の消費者保護の法律として、もう一回、いわゆる要件、民事的な効果、要するに景表法違反については、公取が何らかの処置をするというだけの法律になっているわけですが、これに民事的な効果を及ぼすとか、あるいは団体訴権をここに適用するとか、更には要件として、先ほど申し述べましたような類型的な販売、契約勧誘行為のようなものも、類型として入れると。そういう中で、公正取引委員会が景品表示法を中心にした消費者保護の施策をつかさどる役所として、きちんと機能するような段取りを整えていくべきではないかということも検討する必要があるということで、私どもも議論しておりますが、公正取引委員会の方でも景表法の枠組みについては、検討に入っただけないだろうかとは思っております。

○山本座長 では、服部課長の方からお願いします。

○服部消費者企画課長 御意見承りました。私の説明不足もあったんですけど、これは今までの過程の中で、初めに全施策について御討議いただいて、その後が重点審議施策というのを御抽出いただいたわけでございます。重点審議施策というものを、今回重点的にやろうと。そういたしますと、すべてが勿論重点審議施策には入りませんので、そうい

たしますと、せっかく意見とか回答とかをしていただいたもので、そういったものがある意味で抜け落ちてしまうわけです。抜け落ちてしまうということで、そのまま放っておくというのもどうかと思います。せっかく今まで議論を積み重ねた過程がございますので、そういったものを踏まえて、検証・評価・監視のシートというものを充実されたいという趣旨で、ここに意見ということで書かさせていただいたわけでございます。この辺りは、御理解を賜ればと思います。

○山本座長 山口委員の御発言は、議事録としてテークノートされ、公表されますので、その意味では、貴重な御意見を承ったと思います。

ほかに御意見ございますか。原委員、どうぞ。

○原委員 今、公正な競争というところでの御意見、景表法に関する御意見が出たので補足的に意見とか、もう一点なんですけど、1つは今回「検証・評価・監視シート」の中で、公正な競争の確保のところ、景表法の執行しか書かれていない。団体訴権の導入のところ、一文入っておりますけれども、消費者政策としては、競争政策は非常に大きいと私は思っておりますので、是非今の山口委員がおっしゃられたようなことは盛り込んでいただきたいと思っております。

景表法の拡充の話は、以前からも随分いろいろなところから出しているんですが、この話も特商法と引っかかるところがあって、本当は公正取引委員会、公正競争の観点からやっていただきたいと私は思うのですが、手を挙げた途端に以前のホリデーマジックの記者のときのように、経産省がやりますとぱっと手を挙げて、特商法の方の拡充でいくかなという感じもあって、先ほど消費者契約法はどうなりますかというお話があって、ちょっと三竦みで、どういうふうにしたら一番消費者にとってもよくわかり、そして使いやすく、そして執行力も上げられるのかというのは、三つどもえで考えてみるべきではないかなと思っております。

たしかそれも含めて、平成14年3月だったと思いますけれども、公正取引委員会で公正競争の観点からの消費者政策という大変立派な報告書をまとめておられるんです。独禁法改正がその後2年間、いろいろな状況になったものですから、そのまま棚上げになっておりまして、私はあそこで出された意見書を是非活用していただきたいと思っております。あの中にたくさんの政策提言が入っております。

だから、それに介するということと、今の内閣府で独禁懇が開かれていて、去年7月からスタートで、この7月が中間とりまとめということで、あと2回を残すのみですけれども、課徴金の在り方とか、執行のための判断基準の在り方と不公正な取引方法についての検討を重ねられております。これも消費者政策とはいずれも関連をする分野なので、私は同じ内閣府で検討しておられるので、是非こことのリンクというんでしょうか、連動というようなことも考えていただきたいと思っております。

もう一点は、資料2のシートの「番号8の施策」のところなんですけど、これは消費者からの苦情相談の活用ということで、eConsumer.govの話が出ているんですけど「各委員から

の質問、意見」も「各省からの回答」も何もない真っ白な感じで、大変申し訳なかったんですが、内容的には国際的な連携の下で、こういったネットトラブルについて情報収集して、有効な政策をつくろうということになっております。

日本語のサイトの運営開始ということも始まるということで、「監視（今後の取組み）」の一番最後の行には「サイトに登録される我が国に関連するトラブル事例の蓄積を待って、法執行への活用について検討を行う予定」となっておりますので、私は是非これを広く消費者にPRして、いろんな情報を寄せていただいて、より有効な法律の組み立て、法執行というところに生かしていただきたいと思っておりますので、大変遅くなりましたけれども、委員からの意見ということで、是非追加でお願いをしたいと思います。

以上です。

○山本座長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見ございますか。

今の原委員の御意見の関係で、資料2というのは、今後どういう形の位置づけになるのでしょうか。これは事前の積み上げ作業の最初のステップで各委員からの意見を伺い、各省庁からの回答を記入したものです。これを原委員のご意見を後で追記すると、それは資料として意味があるということになりますか。

○原委員 だから、もう特に各省からの回答は要りません。でも、内閣府ぐらいは準備できるかもしれませんね。

○服部消費者企画課長 今後の具体的な作業というのは「検証・評価・監視のシート」、今のはまだ原案でございますので、これをきちっと作り上げていくと。消費者政策会議で決めていくという作業でございますので、そちらの方に今日いただいた御意見も含めて、反映させていただくということが一番現実的、今日いろいろ御意見もいただいておりますので、それを踏まえて、直していくと。そういう作業に当たらせていただいた方がよろしいかなと思っております。

○山本座長 では、そういう形で反映していただきます。

ほかに御意見はございますか。長田委員、どうぞ。

○長田委員 ここに載っていない話をここで出して本当に申し訳ないんですが、今回間に合わなくても、是非次の課題には入れていただきたいということで、介護保険制度でいろんな介護用品のレンタルをしているわけですが、そのレンタル料金が非常に高いのではないかとというのが私どもの会員からも指摘が出ております。同じものを買った場合と比べれば、レンタル料金が非常に高く設定されていると。業者さんからも介護保険で9割出るわけですから、この料金でもあなたの負担は安いんだと。だから、買うよりはずっと安いんだという説明があるといっておるものもおりまして、介護保険は何年も積み上げてきているわけですから、一度調査対象にして、公正な競争が行われているのかどうかということには、監視の目を向けるべきではないかということが、今、私どもの団体から意見が出ておりますので、是非検討対象にいずれ入れていただきたいと思っております。

○山本座長 ほかにございますか。原委員、どうぞ。

○原委員 今のはレンタル料の話ですね。消費者基本計画に価格の話を入れないのかという話をしたときに、価格は内閣府の中では担当の課が違うので、余り踏み込まないような印象を受けたんですが、そんなことはないんですか。

公共料金の話は私は入れたいと思って、たしか発言をして、項目はこの中に一応あるにはあるんです。32 ページの公正取引委員会関連で、公正かつ自由な競争の促進というところで、公共料金に関わる規定の話はちょっと入れていただいたんですが、物価そのものというのは余り見えなくて、その話は随分前段のところで、価格関係とか料金関係を入れてくださいという話をして、何となく外れているんですね。それはいいんですか。

○山本座長 課長の方から何かございますか。

○服部消費者企画課長 今回の審議の対象は、重点施策のところを中心に、期限も決められているようなところということで出発して、その枠組みでやっております。

○原委員 基本計画を策定するときです。

○服部消費者企画課長 策定のときは、まさにそういう御指摘もいただいた結果、32 ページのところの公共料金に関するものというのを、新たに盛り込まさせていただきました。それは、まさに原委員の御指摘を踏まえてということでございます。

○原委員 だから、公共料金は入ったけれども、ほかの物価がなかなか入らなかったんです。

○堀田審議官 それは基本的に競争条件が満たされているかどうかという点で、価格の形成が適正に行われているかどうかということだと思います。だから、基本的に見るべき対象が競争政策の方を中心に見て、結果として価格がどうなっているかは、自由経済ですから、マーケットで決まるという形で判断されているような気がします。

○原委員 多分これで最後だと思います。

○山本座長 いえいえ、時間はありますので、どうぞ。

○原委員 もう一点なんです、高齢者のマーケットというところで大変気になるのが、有料老人ホームなんです。有料老人ホームについては、国民生活センターがいい調査結果を3月に出されて、これに基づいて政策提言もなされて、随分生かされた政策が出されてきておりますけれども、ただ、今回の医療保険の改正で療養型の病床が非常に削減されて、そこにいた人たちは在宅、家に戻るか、それとも有料老人ホームかということになります。

今、有料老人ホームも、介護専用型はかなり安い価格で入居できるようなタイプも出てきているのですが、トラブルも大変増えてきていて、これは昨日6月28日の読売の夕刊なんですけれども、国民生活センターで有料老人ホーム関連の相談が介護保険制度が始まった2000年度の93件から、去年度は253件に急増しているということで、大半が退去時の一時金の返金をめぐるものということになっております。これについて、90日間のクーリングオフ規定を導入することになりましたので、やや改善されるかとは思われますけれど

も、有料老人ホーム問題そのものは、入居金とか費用の問題もありますし、そこで提供されるサービスの質の問題、そういったところからも非常に大きな問題点を幾つも抱えていると思っておりますので、これも新しい課題、今回は国民生活センターの政策提言の活用というところに整理をされておりますけれども、高齢者の市場というところでは、大きな課題として、今後取り上げていただきたいと思っております。

○山本座長 どうもありがとうございました。

ほかにございますか。山口委員、どうぞ。

○山口委員 2つありまして「番号4の施策」なんです、これは「⑤信用分野における消費者信用全体からみた幅広い検討」ということになっておりまして、幸い今いわゆる消費者ローンの関係では、利息制限法まで、いわゆる貸金業の金利を一律に下げるという方向で検討がされておりますが、短期小口融資については、別扱いという提案もあったりして、そうなると、とんでもない事態になるものですから、例外はなしに利息制限法まで下げていただくということでの検討を、今、弁護士会としてもお願いしているところですが、これはこれとして、貸金業についてのそれなりの施策は、遅くとも来年1月までには実行されるんだと思います。

ただ、問題は、クレジットの問題、割賦販売法の改正の在り方の問題なんです、恐らく商品信用法か何か、あるいは法律の名前も含めて抜本改正をしていただく中で、クレジット会社の加盟店管理の責任の問題、それが民事効にどうはね返るかという問題と、抗弁権接続が認められるべき場合に、既払金の返還も認められるべきかどうかと、大きくその点についての検討を是非お願いしたいと思っております。

「各省からの回答」のところを見ますと、要するに検討中、あるいは検討を行っていくということしか書いてありませんで、消費者基本法に基づく国民生活審議会の役割ということから考えて、経産省がそういったから、それをここに書いて終わりということ、果たしていいんだろうかと。大変御苦労の中でこういう回答があったということで書かれているというのは、よくわかるし、大変御苦労をされているということも本当によくわかるんですが、国民生活審議会のこの部会が受け止めた内容として、このままでいいのか。それとももし可能であれば「WGの意見」の欄にでも、せめて今、申し上げた割賦販売法を抜本的に、例えば平成19年度中には是非抜本的な改正をしてほしいと。更にその中で、抗弁権の接続が認められるような場合には、既払金の返還金も含めた検討が必要ではないかと。あるいは加盟店管理が明らかに杜撰で、明らかに支払い能力を超えるようなクレジットが組まれたような場合の民事効についても、検討するべきではないかというような意見を、この消費者政策部会の意見として盛り込んでいただくことができないんだろうか。これはこの審議会の設けられた趣旨も含めて、是非御検討いただけないかなと思います。

2番目に「番号13の施策」の「②架空請求・不当請求の排除」あるいは「ウ．架空請求等に関する対策のフォローアップ」というところなんですけれども、ページはどこを見たらどうなのかよくわからないんですが、これは今、弁護士会も関わって、金融庁あるいは

銀行協会等と凍結された、いわゆる犯罪収益の資金をどういうふうに被害者に返していくスキームをつくったらいいかということ、まさに今、検討中でして、法律を改正しなくても、金融庁と業協会の方で検討して、被害者に適切に返すようなスキームができないかどうか。

あるいは仮にそういうものができるとしても、より抜本的な振り込め詐欺や、あるいはやみ金等に、犯罪に使われた口座について、速やかに止めて、それを被害者に返すという制度づくりを、どういうふうにしたらいいかということについて、今まさに焦眉の課題として検討されているところなわけですが、そこら辺についても、既に金融庁の方もその気になっていただいておりますが、これは郵政公社の問題でもありますので、どこにどう盛り込んだらいいのか、たくさんあってよくわからないんですが、何かの形でワーキンググループの意見として、そういう措置を考えていただくようなことが、盛り込めないのかなとは思っています。

○山本座長 どうもありがとうございました。

何かございますか。

○服部消費者企画課長 先生の御指摘の点は、まさに資料1のところでございます、そこは重点だということで、重点的に御審議されて、資料1の方でまとめさせていただいております。

あと、今回そこに入っていないようなところ、重点審議は時間的なこともございますので、そういったところは、こういう形で是非反映させていただきたい旨でございます。先生がおっしゃることは、まさに資料1の中に入っております。

○山本座長 ほかに御意見はございますか。

それでは、時間はまだございますけれども、委員の皆様から貴重な御意見をちょうだいいたしまして、誠にありがとうございます。本日の御意見等を踏まえて、私の方で本資料の修正等を行いまして、最終的にとりまとめたものを7月12日の消費者政策部会に提出したいと思っておりますが、その点について、御一任をいただけますでしょうか。

(「はい」と声あり)

○山本座長 どうもありがとうございます。

それでは、事務局から今後の進め方について御説明いただきます。

○服部消費者企画課長 7月12日に予定しております消費者政策部会におきまして、このワーキンググループからのとりまとめについて御報告いただきまして、第1ワーキンググループの成果とともにとりまとめというものを予定しております。

以上でございます。

○山本座長 それでは、本日は時間が短く済みましたが、これにて閉会とさせていただきます。お忙しい中をお集まりいただき、熱心に御討議いただきまして、誠にありがとうございました。